

京都大学事務委任等規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第9条の3 総長は、物質 細胞統合システム拠点において外国に所在する研究機関に所属する研究者を招へいして雇用する場合において、当該研究者との間で宿舍その他当該雇用期間における住居に係る条件について契約を締結する必要があるときは、当該契約の締結に関する事務を物質 細胞統合システム拠点長に委任する。</p> <p>第9条の4 総長は、規程改正に関する事務について、<u>規程改正中教育研究評議会議長に一任する事項について(平成9年5月27日評議会決定)に定めるもののうち、次の各号に掲げる事項を、当該部局の長に委任する。</u></p> <p>(1) <u>京都大学通則において当該学部又は研究科に委任された事項に係る学部規程及び研究科規程の改正</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人京都大学の組織に関する規程において当該組織に委任された事項に係る各組織規程の改正</u></p> <p>(3) <u>部局の内部組織に係る事項のうち、副研究科長、専攻長、学科長等既設の職と同様の職の設置及び改正並びに当該職の廃止</u></p> <p>第9条の5 総長は、受託研究、共同研究及び学術指導の契約締結に関する事務を京都大学受託研究取扱規程(平成16年達示第97号) 京都大学民間等共同研究取扱規程(平成16年達示第98号) 及び京都大学学術指導取扱規程(平成26年達示第34号)の定めるところにより、共通事務部等の長に委任する。</p> <p>第9条の6 総長は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)の規定の研究に係る監督、許可等を行う権限及び事務(同指針第6第4項第1号及び第3号並びに第17第3項第3号の規定によるものを除く。)を部局の長に委任する。</p>	<p>第9条の3 (同左)</p> <p>第9条の4 (同左)</p> <p>第9条の5 総長は、<u>ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程(平成27年達示第72号)の定めるところにより、部局(事務本部を含む。)の長(事務本部にあっては研究担当の理事とし、第4号にあっては医学研究科長とする。)に委任する。</u></p> <p>(1) <u>人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)に定める研究に係る監督、許可等(同指針第6第4項第1号及び第3号並びに第17第3項第3号の規定によるものを除く。)</u></p> <p>(2) <u>ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に定める研究に係る監督、許可等</u></p> <p>(3) <u>遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成27年厚生労働省告示第344号)に定める研究に係</u></p>

改正前	改正後
(後略)	<p><u>る監督、許可等（同指針第16第4項第3号並びに第30第4項第2号及び第3号の規定によるものを除く。）</u></p> <p><u>(4) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）第26条第1項本文に定める再生医療等委員会として設置する委員会の設置及び運営</u></p> <p>附則 この規程は、平成28年1月1日から施行する。</p>